

第 2 1 回足利市農業委員会議事録

足利市農業委員会会長 長谷川良光は、令和 4 年 2 月 2 5 日、午前 9 時 3 0 分、農業委員を足利市役所に召集し、第 2 1 回足利市農業委員会を開催した。

1 出席した委員は、次のとおりである。

議席 番号	氏 名	議席 番号	氏 名	議席 番号	氏 名
1	小山 勉	2	桐生さとみ	3	石橋孝雄
4	藤生正浩	5	清水 茂	6	岡村奏一
7	本島一喜	8	柏瀬正雄	9	三田照子
1 0	星野雅彦	1 1	森山正和	1 2	河内義昭
1 3	長谷川良光	1 4	赤坂安一	1 5	遠藤茂太

1 出席した職員は、次のとおりである。

局長 荻原淳志、次長 河内 厚、副主幹 齋藤玲子、主査 杉戸政徳

1 書記は、次のとおりである。

主査 本田未央子

1 会議事件は、次のとおりである。

(議事日程のとおり)

1 会議の概要は次のとおりである。

局長	<p>報告いたします。ただいまの出席委員は 1 5 名全員であります。</p> <p>なお、農地利用最適化推進委員については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、出席を求めておりません。</p> <p>本日の議事日程について報告いたします。</p> <p>日程第 1 議事録署名委員の決定について</p> <p>日程第 2 農地法第 4 条及び第 5 条の規定による届出に係る事務局長専決処理について</p> <p>日程第 3 議案第 1 号から議案第 4 号について</p> <p>議案第 1 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について</p> <p>議案第 2 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について</p> <p>議案第 3 号 農用地利用集積計画の決定について</p> <p>議案第 4 号 農用地利用集積計画一括方式(中間管理事業)の決定について</p> <p>以上であります。</p>
議長	<p>ただいま局長から報告のあったとおり、出席委員 1 5 名で定足数に達しておりますので、これより第 2 1 回足利市農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>【午前 9 時 3 4 分 開会】</p>

議長

それでは日程に入ります。

日程第1 議事録署名委員の決定について議題といたします。

議事録署名委員は、議長において指名することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長

異議なしと認め、よって議事録署名委員は議長において指名いたします。

7番 本島委員、15番 遠藤委員を指名いたします。

ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長

異議なしと認め、議事録署名委員は兩名と決定いたしました。

続いて日程第2 農地法第4条及び第5条の規定による届出に係る事務局長専決処理について、事務局からの報告を求めます。

副主幹

議案書の1ページをお開き下さい。

農地法第4条及び第5条の規定による届出に係る事務局長専決処理について、ご報告させていただきます。それでは1ページの総括表に基づきましてご報告いたします。

まず始めに、農地法第4条の届出ですが、件数が2件、筆数が2筆、面積が1,019㎡となっております。

続きまして、農地法第5条の届出ですが、件数が20件、筆数が27筆、面積が12,356㎡となっております。

合計いたしまして、件数が22件、筆数が29筆、面積が13,375㎡となっております。

また、詳細につきましては、第4条の届出が2ページに、第5条の届出が3ページから8ページに記載されております。

以上報告いたします。

議長

ただいま、事務局から報告致しましたが、ご質問はございませんか。

【質問なし】

議長

それでは、専決処理についてご了承願います。

続いて日程第3に入ります。

議案第1号 農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

主査

議案書の9ページをお開きください。

議案第1号、農地法第4条の規定による許可申請について、ご説明いたします。

4条は農地の所有者が自らの目的のために転用を行う、自己転用の申請です。

2月の申請件数は1件で、内訳は農家住宅用地でした。

1番、申請地は島田町地内の田、121㎡ほか1筆、計549㎡です。施設の概要は農家住宅用地で、従前より農家住宅の敷地として一体的に利用して

いたものを是正するために申請したものです。

93ページに調査書があり、各項目とも適正なものと判断されております。現地の様子をご覧のとおりです。(モニター画面に投影)以上です。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長 本件について、意見を求めます。

【意見なし】

議長 それでは、本件を許可することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長 異議なしと認め、議案第1号はそのように決定いたしました。

続いて議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

主査 議案書の10ページをお開きください。

議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、ご説明いたします。

12月の申請件数は14件、うち一般住宅1件、駐車場1件、太陽光12件でした。

議案書の後半にある個別の調査書を見ながらご説明いたします。

では、議案書94ページをお開きください。

1番、申請地は月谷町地内の田、2,094㎡ほか3筆、計4,946㎡です。施設の概要は太陽光発電設備用地で、太陽光発電パネル1,116枚を2,466.36㎡に設置するものです。申請理由は記載のとおりで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地です。

調査書は各項目とも適正なものと判断されております。現地の様子をご覧のとおりです。(モニター画面に投影)

議案書100ページをお開きください。

2番、申請地は松田町地内の田、879㎡ほか1筆、計1,140㎡です。施設の概要は太陽光発電設備用地で、太陽光発電パネル200枚を444㎡に設置するものです。申請理由は記載のとおりで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地です。

調査書は各項目とも適正なものと判断されております。現地の様子をご覧のとおりです。(モニター画面に投影)

議案書106ページをお開きください。

3番、申請地は堀込町地内の田、216㎡ほか7筆、計3,680㎡です。施設の概要は太陽光発電設備用地で、太陽光発電パネル912枚を1,805.76㎡に設置するものです。申請理由は記載のとおりで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地です。

調査書は各項目とも適正なものと判断されております。現地の様子をご覧のとおりです。(モニター画面に投影)

議案書116ページをお開きください。

4番、申請地は田島町地内の田、201㎡ほか5筆、計2,172㎡です。施設の概要は太陽光発電設備用地で、太陽光発電パネル564枚を1,116.72㎡に設置するものです。申請理由は記載のとおりで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地です。

調査書は各項目とも適正なものと判断されております。現地の様子はご覧のとおりです。(モニター画面に投影)

議案書117ページをお開きください。

5番、申請地は大岩町地内の田、1,358㎡です。施設の概要は太陽光発電設備用地で、太陽光発電パネル224枚を395㎡に設置するものです。申請理由は記載のとおりで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地です。

調査書は各項目とも適正なものと判断されております。現地の様子はご覧のとおりです。(モニター画面に投影)

議案書118ページをお開きください。

6番、申請地は松田町地内の田、1,054㎡です。施設の概要は太陽光発電設備用地で、太陽光発電パネル240枚を532.8㎡に設置するものです。申請理由は記載のとおりで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地です。

調査書は各項目とも適正なものと判断されております。現地の様子はご覧のとおりです。(モニター画面に投影)

議案書119ページをお開きください。

7番、申請地は松田町地内の田、535㎡ほか1筆、計1,027㎡です。施設の概要は太陽光発電設備用地で、太陽光発電パネル196枚を435.12㎡に設置するものです。申請理由は記載のとおりで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地です。

調査書は各項目とも適正なものと判断されております。現地の様子はご覧のとおりです。(モニター画面に投影)

議案書120ページをお開きください。

8番、申請地は松田町地内の田、1,361㎡です。施設の概要は太陽光発電設備用地で、太陽光発電パネル244枚を541.68㎡に設置するものです。申請理由は記載のとおりで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地です。

調査書は各項目とも適正なものと判断されております。現地の様子はご覧のとおりです。(モニター画面に投影)

議案書121ページをお開きください。

9番、申請地は松田町地内の田、1,352㎡です。施設の概要は太陽光発電設備用地で、太陽光発電パネル244枚を541.68㎡に設置するものです。申請理由は記載のとおりで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第

2種農地です。

調査書は各項目とも適正なものと判断されております。現地の様子はご覧のとおりです。(モニター画面に投影)

議案書122ページをお開きください。

10番、申請地は松田町地内の田、1,018㎡です。施設の概要は太陽光発電設備用地で、太陽光発電パネル216枚を479.52㎡に設置するものです。申請理由は記載のとおりで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地です。

調査書は各項目とも適正なものと判断されております。現地の様子はご覧のとおりです。(モニター画面に投影)

議案書123ページをお開きください。

11番、申請地は松田町地内の田、456㎡ほか1筆、計1,685㎡です。施設の概要は太陽光発電設備用地で、太陽光発電パネル200枚を444㎡に設置するものです。申請理由は記載のとおりで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地です。

調査書は各項目とも適正なものと判断されております。現地の様子はご覧のとおりです。(モニター画面に投影)

議案書124ページをお開きください。

12番、申請地は堀込町地内の田、92㎡ほか4筆、計1,538㎡です。施設の概要は駐車場です。申請理由は記載のとおりで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地です。

調査書は各項目とも適正なものと判断されております。現地の様子はご覧のとおりです。(モニター画面に投影)

議案書125ページをお開きください。

13番、申請地は県町地内の畑、407㎡です。施設の概要は一般住宅1棟で、延床面積123.78㎡を建築するものです。申請理由は記載のとおりで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第1種農地です。

調査書は各項目とも適正なものと判断されております。現地の様子はご覧のとおりです。(モニター画面に投影)

議案書126ページをお開きください。

14番、申請地は羽刈町地内の畑、189㎡ほか1筆、計1,289㎡です。施設の概要は太陽光発電設備用地で、太陽光発電パネル312枚を518.41㎡に設置するものです。申請理由は記載のとおりで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地です。

調査書は各項目とも適正なものと判断されております。現地の様子はご覧のとおりです。(モニター画面に投影)

以上、5条許可申請14件です。ご審議のほど、よろしく願いいたします。本件は先に1番を上程いたします。

本件は調査班が調査しておりますので、報告を求めます。

議長

2 番

2 番 桐生委員。

2 番 桐生です。

実情調査の結果を報告いたします。

資料の 95 ページをご覧ください。

調査年月日は令和 4 年 2 月 17 日、調査班は、柏瀬委員を班長に、本島委員、清水委員、長谷川会長、私の 5 名で、調査を行いました。

調査対象、契約内容、申請理由については、事務局から説明がありましたので、省略いたします。

今回、5 条許可申請の実情について、申請地の現地確認と、申請代理人の出席のもと、聞き取り調査を行いました。

本件は、本市およびその周辺で太陽光発電事業を営む申請人が、事業の拡大を目的に申請地を譲り受け、太陽光発電設備用地として利用したいというものです。

高圧の発電設備用地として必要な広さを確保できる土地を市内で探したところ、本申請地が条件に合致したとのことでした。

発電出力は 507.7 キロワットで、売電単価は税抜き 14 円、年間約 900 万円の売電収益となり、8 年目には収支がプラスになる計画です。転用にかかる費用の全額を自己資金で賄います。

事業計画によると、雨水の流出を防ぐため盛土を行い、砕石で土羽を設置します。構造計算やボーリング調査で、敷地内に自然浸透できることを確認しているとのことでした。

官地を挟んで残る農地の進入方法については、西側の民家との間に通行できる幅があることと、境界から 50 センチ以上離してフェンスを設置するため、支障はないという回答がありました。

申請地は、東は田および宅地、北は道路、南は河川、西は河川です。水路機能が維持されれば残存する農地に影響はないと考えます。

結論として、申請地は月谷町南部の第 2 種農地であり、申請人の実情から転用の必要性が認められ、別紙調査書の許可基準を満たしていることがわかりました。

なお、当案件については諸般の事情により、総会への付議については、運営委員会にゆだねることといたしました。

以上で、報告を終わります。

議長

では、当該案件に係る諸般の事情を、委員の皆さんに報告するとともに、審議を求めるため、暫時休憩とします。

【午前 9 時 57 分】

議長

それでは、再開いたします。

【再開 午前 10 時 21 分】

議長

1 番について、意見を求めます。

【意見なし】

議長

それでは、本件を許可することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長

異議なしと認め、議案第2号 1番はそのように決定いたしました。

続いて2番を上程いたします。

議長

本件も調査班が調査しておりますので、報告を求めます。

7番 本島委員。

7番

7番 本島です。

実情調査の結果を報告いたします。

資料の101ページをご覧ください。

調査年月日、調査班については、1番と同じです。

調査対象、契約内容、申請理由についても同じく省略いたします。

今回、5条許可申請の実情について、申請地の現地確認と、申請代理人の出席のもと、聞き取り調査を行いました。

本件は、本市およびその周辺で太陽光発電事業を営む申請人が、事業の拡大を目的に申請地を譲り受け、太陽光発電設備用地として利用したいというものです。

低圧の発電設備用地として必要な広さを確保できる土地を市内で探したところ、本申請地が条件に合致したとのことでした。

発電出力は91.0キロワットで、売電単価は税抜き24円、年間約200万円の売電収益となり、9年目には収支がプラスになる計画です。転用にかかる費用の全額を自己資金で賄います。

事業計画によると、雨水の流出を防ぐため盛土を行い、碎石で土羽を設置します。

申請地のうち、北側の筆は幅が狭く、メンテナンス車両置場として使用するためにパネルを設置しないこととなっています。また、隣接する農地でも同時に転用を行っていますが、売電単価の高い低圧の発電設備を設置するために、別個の申請となっているという説明がありました。

東側に残る水路の維持管理については、申請地の草刈りと併せて堀さらいを行うとのことでした。下流の営農に支障が及ばないように念を押し、了解を得ました。申請地は、東は田および宅地、北は道路、南は河川、西は河川です。水路機能が維持されれば残存する農地に影響はないと考えます。結論として、申請地は松田町北部の第2種農地であり、申請人の実情から転用の必要性が認められ、調査班としては、許可相当と判断いたしました。

以上で、報告を終わります。

議長

だいま報告のあった本件について、意見を求めます。

【意見なし】

議長

それでは、本件を許可することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長

異議なしと認め、2番はそのように決定いたしました。

5 番

続いて3番を上程いたします。

本件も調査班が調査しておりますので、報告を求めます。

5番 清水委員

5番 清水です。

実情調査の結果を報告いたします。

資料の7ページをご覧ください。

調査年月日、調査班については、1番と同じです。

調査対象、契約内容、申請理由についても同じく省略いたします。

今回、5条許可申請の実情について、申請地の現地確認と、申請代理人の出席のもと、聞き取り調査を行いました。

本件は、本市およびその周辺で太陽光発電事業を営む申請人が、事業の拡大を目的に申請地を譲り受け、太陽光発電設備用地として利用したいというものです。

高圧の発電設備用地として必要な広さを確保できる土地を市内で探したところ、本申請地が条件に合致したとのことでした。

発電出力は355.6キロワットで、売電単価は税抜き12円、年間約400万円の売電収益となり、9年目には収支がプラスになる計画です。転用にかかる費用の全額を自己資金で賄います。

事業計画によると、整地のみを行い、造成はありません。

申請地の周囲に残る農地への進入方法については、官地のほかに境界から50センチ以上離してフェンスを設置するため、支障はないという回答がありました。また、現在の工事状況と今後の見通しについて尋ねたところ、現在は高圧で5か所、低圧で10か所ほどが未着工で、今後は高圧を中心に20か所ほどを開発する計画を立てているとのことでした。

申請地は、東は田および宅地、北は道路、南は河川、西は河川です。水路機能が維持されれば残存する農地に影響はないと考えます。

結論として、申請地は堀込町南部の第2種農地であり、申請人の実情から転用の必要性が認められ、調査班としては、許可相当と判断いたしました。

以上で、報告を終わります。

議長

ただいま報告のあった本件について、意見を求めます。

【意見なし】

議長

それでは、本件を許可することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長

異議なしと認め、3番はそのように決定いたしました。

続いて4番から14番を上程いたします。

本件について、意見を求めます。

【意見なし】

議長

それでは、本件を許可することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長 異議なしと認め、議案第2号 4番から14番はそのように決定いたしました。

ここで、次の議題について関連事案がありますので、星野職務代理と議長を交代いたします。

【午前10時28分 議長交代】

議長 続いて議案第3号 農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

副主幹 議案書の14ページをお開きください。

議案第3号、農用地利用集積計画の決定について、ご説明いたします。今回は令和4年2月28日公告予定分であります。

それでは、議案書の15ページをご覧ください。今回の議案の総括表であります。貸借権設定、利用権設定が、34件で面積が85,612㎡です。所有権移転は5件です。

では、貸借権設定についてですが、詳細が16ページから23ページに記載されておりますのでご覧ください。

続きまして、所有権移転です。24ページをご覧ください。内容を説明いたします。

1番、申請地は百頭町地内の田、面積424㎡ほか2筆、計533.61㎡で、所有権移転の贈与です。

続いて2番、申請地は奥戸町地内の田、面積452㎡ほか3筆、計2,820㎡で、売買価格は10a当たり約7万1千円です。

続いて3番、申請地は栗谷町地内の田、面積1,501㎡ほか1筆、計4,142㎡で、売買価格は約19万円です。

続く4番、申請地は島田町地内の畑、面積393㎡ほか2筆、計2,117㎡で、売買価格は10a当たり約32万円です。

最後5番、申請地は島田町地内の畑、面積965㎡で、売買価格は10a当たり30万円です。

いずれも審議の後、承認をいただきましたら、2月28日付けで公告の手続きを行います。

以上よろしくご審議をお願いいたします。

議長 本件は先に貸借権設定の1番及び所有権移転の1番を上程いたします。

ここで、農業委員会等に関する法律、議事参与制限により、6番 岡村委員 13番 長谷川委員の退席を求めます。

【午前10時34分 退席】

議長 本件について、意見を求めます。

【意見なし】

議長 それでは、本件は計画のとおり決定することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

- 議長 異議なしと認め、議案第3号 貸借権設定の1番及び所有権移転の1番は
そのように決定いたしました。
- ここで、関連事案の審議が終了しましたので、岡村委員、長谷川委員の出席
を求めます。
- また、長谷川会長と議長を交代いたします。
- 【午前10時35分 出席・議長交代】
- 議長 続いて貸借権設定の2番から34番及び所有権移転の2番から5番を上程
いたします。
- 本件について、意見を求めます。
- 【意見なし】
- 議長 それでは、本件は計画のとおり決定することにご異議ございませんか。
- 【「異議なし」の声あり】
- 議長 異議なしと認め、貸借権設定の2番から34番及び所有権移転の2番から
5番はそのように決定いたしました。
- ここで、次の議題について関連事案がありますので、星野職務代理と議長を
交代いたします。
- 【午前10時36分 議長交代】
- 議長 続いて議案第4号 農用地利用集積計画一括方式、中間管理事業の決定に
ついてを議題といたします。
- 事務局の説明を求めます。
- 副主幹 では、議案書の26ページをお開きください。
- 議案第4号、農用地利用配分計画一括方式、農地中間管理事業分の決定につ
いて、ご説明いたします。
- こちらは、この計画を、市長が公告することで、出し手から機構、機構から
受け手への農地の権利移動が、一括して行われるというものです。27ページ
に総括表がございます。農地の所有者、耕作者がそれぞれ、農地中間管理機構
と貸借の契約を締結するもので、件数は113件、面積は307,984.9
1㎡となります。なお、このうち高松町地内の地域集積事業によるものは、9
8件、192筆、279,677㎡です。詳細は、28ページから67ページ
に記載してございます。
- いずれも審議の後、承認をいただきましたら、2月28日付けで公告の手續
きを行います。
- 以上よろしくご審議をお願いいたします。
- 議長 本件は先に1番から10番を上程いたします。
- ここで、農業委員会等に関する法律、議事参与制限により、12番 河内
委員、13番 長谷川委員の退席を求めます。
- 【午前10時38分 退席】
- 議長 本件について、意見を求めます。
- 【意見なし】

議長 それでは、本件は計画のとおり決定することにご異議ございませんか。
【「異議なし」の声あり】

議長 異議なしと認め、議案第4号 1番から10番はそのように決定いたしました。
ここで、関連事案の審議が終了しましたので、河内委員、長谷川委員の出席を求めます。
また、長谷川会長と議長を交代いたします。
【午前10時39分 出席・議長交代】

議長 続いて11番から113番を上程いたします。
本件について、意見を求めます。
【意見なし】

議長 それでは、本件は計画のとおり決定することにご異議ございませんか。
【「異議なし」の声あり】

議長 異議なしと認め、議案第4号 11番から113番はそのように決定いたしました。
以上で本日の議案審議全部を終了いたしました。
なお、議案末尾に農地法第18条第6項の規定による通知について載せておきましたので、ご承知おきください。
慎重なるご審議をいただき、ありがとうございました。
以上で、第21回足利市農業委員会総会を閉会いたします。
【午前10時40分 閉会】

この会議のてん末は、書記 本田未央子の記載したものであるが、その内容の相違ないことを証するためここに署名する。

令和4年3月25日

足利市農業委員会

7番委員

15番委員